

令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月公布）により、地方公共団体は、毎年度、財政の健全性を判断するための4つの指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとの資金不足比率について、監査委員の審査に付した上で議会へ報告し、公表することとなっております。

これに基づき、浜頓別町の令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表いたします。

なお、全ての指標で早期健全化基準を下回っております。

1. 健全化判断比率

区分	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－	－	15.00%
連結実質赤字比率	－	－	20.00%
実質公債費比率	8.0%	8.6%	25.0%
将来負担比率	6.7%	－	350.0%

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため「－」で記載しています。

※令和元年度の将来負担比率については、比率がマイナスのため「－」で記載しています。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため算出されていません。
実質公債費比率については、元利償還金の減少などにより昨年度より0.6ポイント減少しました。ここ数年、実質公債費比率は減少傾向にあり、全道平均に近い比率になっておりますが、今後も中長期的な視点に立ちバランスに配慮した財政運営に努めていく必要があります。

2. 資金不足比率

区分	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
国民健康保険病院事業会計	－	－	20.0%
簡易水道事業特別会計	－	－	
下水道事業特別会計	－	－	
農業集落排水事業特別会計	－	－	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「－」で記載しています。

公営企業会計に係る資金不足比率については、全ての会計で資金不足額がないため算出されていません。
引き続き、公営企業会計においても健全な運営に努めていく必要があります。

【参考】

(1) 実質公債費比率の単年度数値

令和2年度	令和元年度	平成30年度	3カ年平均 (H30~R2)
8.28965%	7.60207%	8.11865%	8.0%

(2) 各指標について

◇実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示しています。

なお、15.00%以上で財政健全化団体に、20.0%以上で財政再生団体となります。

◇連結実質赤字比率

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の悪化の度合いを示しています。

なお、20.00%以上で財政健全化団体に、30.00%以上で財政再生団体となります。

◇実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度合いを示しています。

なお、18.0%を超えると、地方債を発行する際に道の同意ではなく許可が必要になります。また、25.0%以上になると財政健全化団体となり一部の地方債の発行が制限され、35.0%以上になると財政再生団体となり多くの地方債の発行が制限されます。

◇将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示しています。

なお、350.0%以上で財政健全化団体となります。

◇資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度合いを示しています。

なお、20.0%以上で経営健全化団体となります。